

2024(令和6)年8月5日策定

東京 PCB 処理施設の 解体撤去工事における対応の原則

JESCO の「PCB 廃棄物処理施設の解体撤去にあたっての基本方針」(令和3年11月24日制定)に従い、以下原則に沿って東京 PCB 処理施設の解体撤去工事を進める。

なお、この文書については、適宜追加・改訂等を実施し、東京事業部会の承認を得て、公開する。

1 全般

(1). 解体撤去物及び同二次廃棄物における資源回収優先の原則

- 解体撤去物及び同二次廃棄物については、PCB の除去分別及び所内の既設の設備等を活用して PCB の含有・付着量を軽減させ、有価物＞産業廃棄物＞低濃度廃棄物の優先順で払出すこととする。

(2). 解体撤去におけるモニタリングの原則

- 解体撤去工事に当たっては、作業時と同様に排出源モニタリングと周辺環境モニタリングを実施し、その情報を公開することとする。
- 両者の測定対象や測定位置、測定頻度等については、作業時での対応に倣ってこれを決定する。

2 洗浄作業

(1). 洗浄作業における目標達成の原則

- 洗浄作業における PCB 除去の目標は、洗浄液中の PCB 濃度について解体工事着手基準(1,000mg/kg)以下を達成することとする。
- 上記目標の達成まで洗浄作業を繰り返すこととする。

(2). タンク・配管系統における作業時の使用液の PCB 濃度が低から高への洗浄作業の原則

- 作業時に使用液の PCB 濃度が低い方から高い方への順序で洗浄作業を実施する。
- これにより使用洗浄液のリサイクルが図られ、資源保全に寄与できる。